

ヒアリング等で出された主な意見の概要について（案）

平成 21 年 9 月

1. 権利制限の一般規定を導入する必要性について

(1) 権利制限の一般規定を導入していないことによる問題点について

(著作権制度についての意見)

- ・ 現行著作権法では、著作権の保護と利用についての利益調整を行うための法文上の条項が少なく、議論の余地がないので、より柔軟に法的議論を行える手がかりを設けることが必要。（日弁連）
- ・ 著作物は利用されなければ利益を生まないという観点に立ち、いかに創作者に適正な対価を還元するかを議論すべき。（利用促進協議会）
- ・ 関係者間の協議により利用許諾が進んでいる分野もあるが、協議により円滑な利用が進まない例外的な事例もあることから、これらについて権利制限の一般規定の検討が必要。

(形式的侵害を問題点とする意見)

- ・ 企業の知財・法務部門がコンプライアンスという観点である事業を判断する場合、個別規定に形式的には該当しないが、黙示的あるいは共通の認識として侵害行為に当たらないとされていた行為（以下「形式的侵害」とする。）がかなりあり、何らかの根拠規定がなければ、当該事業を是として進めることが難しい。このような形式的侵害について根拠規定を与えることが必要。（デジタルコンテンツ協会 個人）
- ・ 形式的に権利侵害となるが、権利者への悪影響が少ないと思われる利用の停滞・萎縮がある。（延長問題フォーラム）
- ・ 個別規定に該当しない行為については、たとえ権利者の利益を不当に害しないものであっても違法となることが問題。（利用促進協議会）
- ・ 形式的侵害の違法該当性を解消すべきという議論には、一定の妥当性がある。（著作権制度協議会）
- ・ コンプライアンス意識を徹底する企業実務の中では、形式的侵害は差し控えるように社内指導しており、萎縮効果や、それによるイノベーションの停滞が生じている。（JEITA）

(個別規定の措置に時間がかかることを問題点とする意見)

- ・ 著作物の新しい流通形態について、個別規定で対応しようとすると、問題解決までに相当の時間を要する。（図書館協会）
- ・ 急速なデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、現行著作権法の枠組みでは捉えきれない新しい著作物の利用態様が日に日に登場しているが、現行著作権法の個別規定では、そうした新しい利用態様に対応できるまで数年の月日を要する。（MIAU）

(権利制限の一般規定を導入していないことによる問題点はないとする意見)

- ・ 平成 21 年 6 月に著作権法の一部改正法が成立し、インターネット情報の検索サービスや電子機器利用時に必要な複製等に関する権利制限につき手当され、ビジネスの観点からは、

権利制限の一般規定を置く具体的必要性は、基本的に無くなったと認識。今後、何らかの具体的必要性が生じた場合には、その時点で検討すれば足りる。（経団連）

- ・ 高齢者介護施設でのカラオケ使用料や、携帯電話の保守・修理のためのバックアップの複製など、実質的に権利者の利益を不当に害しないような利用については、現行著作権法における個別規定の下で、利用者との協議により、権利者による使用料の免除や無償許諾等の対応が既になされており、特段の問題は生じていない。（音楽）
- ・ 従来、著作物の利用に当たって支障があれば、その都度、協議の慣行と個別規定により、関係団体間の協議を進めて解決に導き、多くの場合はその結果が著作権法の改正にも結びついている。現行著作権法の目指す権利制限の検討・見直しによる当事者間の話し合いで諸問題の解決を図ることが重要であり、権利制限の一般規定を導入する必要はない。（文芸・文藝家協会）
- ・ 創作活動上、権利制限の一般規定がなく著作権者の許諾を得ることが大きな障害になっているということはない。（文芸・シナリオ作家協会）
- ・ 権利制限の一般規定を導入しなければ対処できない具体的な状況は示されておらず、また、現状では想定できない。（出版）
- ・ ネット上、出版物上の、写真・動画への写り込み等は、現行著作権法の厳格な解釈からは著作権侵害と言わざるを得ないが、著作権者の人格的・経済的利益を侵害しているとはいえ、このような可罰的違法性に欠ける些細な権利侵害は、現行法の現実的な解釈・運用あるいは民法上の一般規定等によって判断することが可能であり、権利制限の一般規定を導入する理由とはならない。（出版）
- ・ 現行司法制度では、懲罰的損害賠償規定が無く、仮に訴えを起こされて敗訴したとしてもさほど大きな損害賠償額を課されることもないので、権利制限の一般規定がないからといって、ビジネス上の萎縮効果が働いているとは思えない。（出版）
- ・ パロディによる利用は、十分な議論を尽くした上で、個別規定で対応していくべきものとする。（出版）
- ・ 著作物等の利用者という立場としては、解釈をめぐって権利者と見解が食い違うこともあるが、裁判で争うには至っていない。オンデマンド配信事業など新しい形態での番組利用も始まっているが、その際に生じる問題は、権利制限の一般規定を導入するまでもなく、現在の個別規定の解釈や規定の仕方をより合理的なものにしていくことで解決が図られる。（NHK）
- ・ 放送番組を製作する上での映り込みについては、実務上、権利者と裁判等の紛争となった事例はない。（民放連）

（改正の根拠となる事実がないため、検討できないとする意見）

- ・ 訴訟事案が頻発して問題になっている等の法改正の契機となるような事実がないため、権利制限の一般規定の導入の是非について、実例に基づく議論が行えない。（コンピュータソフトウェア協会）
- ・ 権利制限の一般規定の導入は著作権法の構造と運用の根本にかかわるものであるから、個別規定を迅速に改正していくことを優先すべきであって、例えばその改正作業が間に合わず、訴訟事案が頻発する等の状況が現実化したときに初めて検討すべき。（コンピュータソフトウェア協会）

（その他）

- ・ ユーザーが購入したコンテンツを個人的に楽しむ目的でしか利用できないサービスが、権

利用者から提訴され、場合によってはサービス停止に追い込まれる事例も後を絶たず、こうした境界線上に位置するサービスに対する司法判断が、ユーザーからの見え方が同じサービス・機器であっても、事案ごとに揺れている。(MIAU)

(2) 仮に問題が生じているとした場合、既存の個別規定の解釈論や、個別規定の改正等による解決の可能性と限界について

(既存の個別規定の解釈論等による解決が可能とする意見)

- ・ 著作物の点景的な利用については、本来、街の風景の中に溶け込んでいるものが映画等に写り込んだからといって、著作権侵害を主張することはあり得ないものであり、これを理由として権利制限の一般規定が必要であるという主張は大がかりに過ぎ、妥当ではない。(著作権制度協議会)
- ・ 形式的侵害は、民法上の一般規定の解釈論でも解決されるはずであり、これを解決するために権利制限の一般規定を導入する必要はない。
- ・ 民法上の一般規定では解決し得ないものをさらに利用できるようにするための権利制限の一般規定を、将来的に必要な可能性があるという理由で導入することには無理がある。

(既存の個別規定の解釈論等による解決には限界があるとする意見)

- ・ 裁判における解釈論による解決・救済には、時間がかかり、コストも非常に高くなるという限界がある。(利用促進協議会)
- ・ 現行法下における解釈の工夫や、権利濫用の法理・黙示的許諾などの解釈による個別規定の補完が、統一した基準に基づかないものであるため、かえって予測可能性、法的安定性が損なわれている。(利用促進協議会)

(個別規定の改正による解決が可能であるとする意見)

- ・ 形式的侵害の違法該当性の解消のためであれば、個別規定の改正による柔軟解釈が可能ではないか。(著作権制度協議会)
- ・ 音楽著作物の利用について不都合が生じたり、新規ビジネスに対する委縮効果や新技術への対応が遅れたりする具体例があるのであれば、むしろ、利用許諾や個別規定による対応の可能性を十分に検討すべき。(音楽)

(個別規定の改正による解決には限界があるとする意見)

- ・ 個別規定だけでは、多様化した利用にかかわる侵害の有無についての適切な判断に対応できなくなっている。著作権法立法時に予想されていなかった著作物の利用をめぐる事象が次々に発生しており、個別規定のみで適切な法的処理をすることは限界に達している。(日弁連)
- ・ 個別規定の改正には利害関係の調整に時間がかかることに加え、結論が画一的で柔軟性に欠け、現在の環境の変化の中にあってはすぐに時代遅れとなってしまう。(日弁連)
- ・ 個別規定の改正には時間がかかる。(延長問題フォーラム、利用促進協議会)
- ・ 形式的に著作物の利用行為であるとされるが、著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しない行為には、様々な行為があり、解釈の明確化が進まない場合や、個別規定の整備が追いつかない場合があることが想定されるため、権利制限の一般規

定を置くことがよいと考える。(JEITA)

(3) 導入の必要性を考える場合に検討すべき事項について

① 権利者へ与える不利益について ((1) との関係で)

(総論)

- ・ 権利制限の一般規定は、権利者、利用者の利益のバランスを図るものでなければならない。(延長問題フォーラム)
- ・ 問題とされている利用が、権利者側の正当なビジネスモデルを侵食しているのか、補完しているのかという実証的な検討が必要。(延長問題フォーラム)
- ・ 既存のビジネスを若干侵食する利用だとしても、それを正当化するだけの社会的要請があるのかという検討が必要。(延長問題フォーラム)
- ・ 具体的なニーズがない中で、権利制限の一般規定を導入しようとするのであれば、現行著作権法の根幹をなす権利保護の原則に対する重大な変更になるものと考えられるので、権利制限の代償のもとに、いかなる社会的効用の実現を図るのかを、権利者・利用者双方の視点から慎重に議論すべき。(経団連)
- ・ 私的録音録画補償金制度について一定の決着を見た上で検討を行うことが必要。(音楽)
- ・ 表現の自由、出版文化の発展という観点からの議論が必要。(文芸・ペンクラブ)
- ・ 著作権者の権利と文化の継承のバランスについて青写真を示すことが必要。(文芸・ペンクラブ)
- ・ 特定の産業を促進するために権利を犠牲にすることは認めるべきではない。産業として利益が上がるのであれば、その都度、協議により許諾すればよく、無償利用のための一般的な権利制限を拡大することは認められない。(映画)
- ・ 権利制限の一般規定は、仮に作るとしても、権利者の利益を不当に害さない、マーケットが競合するような形では認めない、というものであり、特定の産業を促進するために既存の権利者の権利を犠牲にするという批判は当たらない。
- ・ 映画・映像作品は、マルチユースによって投下資本の回収をはかることを企図して制作されるため、許諾のない利用は、あくまでも限られた例外でなければならないが、権利制限の一般規定によりどこまでの利用が許容されるのかという具体的基準が明らかではなく、このような例外が例外ではなくなることが懸念される。(映画)
- ・ 出版に関わる権利侵害行為は、一件ごとの利用は小さなものだが、総体としてみると大きく、市場に対する影響がないという線引きは難しい。個別の裁判においては、一つの権利侵害行為について、総体としての大きさを理由として侵害行為がなされたとの判断はされないと考えられることから、権利制限の一般規定によるビジネスへの影響は大きくなるだろうと危惧している。(出版)
- ・ 一部企業の営利のために、権利を制限するという手法が妥当かどうか、また、そうされた場合に、権利者の権利が不当に害されないといえるかどうかについて、検討される必要がある。(美術)
- ・ ネットビジネスが進捗しない原因が、多くのコンテンツ分野で言われているようにネットビジネス自体が成熟しておらず、ビジネスモデルが成立していないことにあるのか、若しくは、法制度や権利処理手続がビジネスを阻害していることにあるのかについては、議論の前提として、検証・実証する必要がある。(美術)

(損害回復のための権利者の負担について)

- ・ 個々の権利者は、経済的に小さい場合が多く、裁判を遂行することによる精神的、経済的な負担が、かえって創作活動を低下させるおそれがある。(著作権制度協議会)
- ・ 我が国の裁判による損害賠償額は、権利者が立証できた範囲内での実額賠償に過ぎず、勝訴したとしても訴訟費用もまかなえない場合が多いことから、現行の訴訟制度のままで、権利制限の一般規定による事後的解決を図る制度の導入は、権利者側の負担が過大となり、実質的な公平性が担保されない。裁判により事後的に、権利制限の一般規定に該当しないと認定された場合に、適切な回復が不可能。(著作権制度協議会)
- ・ 法定損害賠償・懲罰的損害賠償制度などを設けずに、権利制限の一般規定のみ導入することは侵害のし得を許し、当事者間の公平性を欠く。(音楽)
- ・ ネット上の膨大な権利侵害行為を発見・捕捉するだけでも膨大なコストであり、さらに、利用者が権利侵害の一般規定に該当することを主張した場合に、権利者が一々提訴しなければならないとなると、権利者の負担が過大になる上、全ての侵害行為について提訴することができないことから、結果的に侵害のし得を許容することになる。(映画)
- ・ 権利制限の一般規定に該当すると主張する利用者に対し、一件ごとに訴訟を提起していくことは、権利者の負担をいたずらに増すだけであり、実際には対応不可能である。(出版)
(民放連)
- ・ 現行の賠償制度では、勝訴しても権利者が赤字になる可能性が大きく、実質的な保障が得られない場合が多いため、権利者が訴訟を起こすことは難しい。(美術)
- ・ 権利者は個人、利用者は企業である場合がほとんどであるが、訴訟は個人にとって大きな負担であり、その訴訟能力も、企業に大きく劣る場合が多い。また、雇用関係・受注関係など、利用者と権利者の間に明確な優劣関係がある場合、訴訟によりそれ以降の関係が損なわれることが懸念される。このような立場の不均衡により、権利者は侵害行為に対して訴訟を躊躇する傾向が強く、訴訟を主な解決手段とする制度は、権利者にとって大きく不利である。権利制限の一般規定が導入されることが社会的に必要なならば、懲罰的な賠償制度、下請法などによる立場の優劣による不平等な契約の改善、弁護士費用の個人負担軽減なども同時に検討されなければ不平等である。(美術)
- ・ 現行法制においても、プロバイダやポータルサイトへの削除手続が複雑であり、窓口が明確でないなど、権利者がネット上の権利侵害者を特定し、提訴することは困難。この上、権利制限の一般規定に該当すると主張する利用者に対し、訴訟を提起していくことは、権利者の過大な負担となる。(美術・漫画家協会)
- ・ 個別に裁判で解決する方法は時間と予算が非常にかかり、通常の企業等にとって大変な負担となる。この不安定性は、利用者の側にも同様に当てはまる。(BSA)

(法的不安定性への懸念について)

- ・ 権利制限の一般規定は抽象的規定であるため、裁判所の裁量による解釈の範囲が従前よりもかなり広がると予想され、結論の予見可能性の低下、法的安定性に欠けるおそれがある。(著作権制度協議会)
- ・ 権利制限の一般規定が、実質的に権利者の利益を侵害する事例にまで拡大して適用されるおそれがある。(音楽)
- ・ 権利制限の一般規定の対象範囲を非営利・零細な利用に限って検討するとしても、私的使用のための複製など個別規定との関係が明確ではなく、権利者の不利益が拡大することが懸念される。(音楽)
- ・ 権利制限の一般規定の導入は、ビジネスチャンスの拡大というプラスの側面よりは、権利

侵害のグレー領域を拡大するというマイナスの側面のほうが大きいと予測される。権利者はケース毎に著作権侵害であるかどうかについて司法判断を仰ぐ必要があり負担増になるなどリスクしか負わない。(ACCS)

- 個別規定は、予測可能性が高く、企業が事業を行うための意思決定についての有益な指針となる。もし、現在の個別規定では十分に対応できない事情が生じた場合には、個別規定を改正していく方がより適当であり望ましい。(BSA)
- フェアユース規定について裁判例の積み重ねがある米国とは異なって日本には判例の蓄積がない。日本が訴訟社会ではないことからしても今後も判例が十分に蓄積していくとは考えられず、そのことは権利制限の一般規定の解釈を益々不安定にし、結果の予測を著しく困難にする。判例の蓄積がないことから、事案毎に裁判の結論統一性がなく結論が異なってしまうおそれがある。(BSA)
- 仮に米国著作権法と同様のフェアユース規定を導入する場合は、同条項が適用される判断基準を明確にすることが必要。判断基準が明確でなければ、判断を求めるための訴訟が乱立することが予測され、当業者および著作権者の両者にとって、無用とも思われる訴訟費用と時間が費やされる可能性がある。(MCF)

(拡大解釈、居直り侵害者への懸念について)

- 権利制限の一般規定の導入には、拡大解釈の懸念がある。形式的侵害の違法該当性の解消のために導入する規定については、拡大解釈がなされないよう配慮されるべきである。(著作権制度協議会)
- インターネット上に適法コンテンツを上回る量の違法コンテンツがあふれている中で、権利者は従前から、多くのコストをかけて、エンフォースメントや著作権意識の啓発に努めているが、仮に権利制限の一般規定を導入した場合、それを盾にとりて侵害ではないと主張する「居直り侵害者」が現れる可能性が高く、これに対処するための時間、労力、費用等、権利者側の負担がさらに増大する。(音楽)
- 著作物の通常の利用を妨げるか、著作権者等の正当な利益を不当に害すると常識的に判断されるような行為について、違法であることを承知の上で行う確信犯的行為は、一般規定の有無に関わらず行われると考えられ、一般規定の導入によって確信犯的侵害行為が増大するというものにはならないものと思われる。(JEITA)
- 権利制限の一般規定には、具体的な基準が明らかでないため、これに便乗した権利侵害行為の多発を招きかねないという懸念がある。(映画)
- 書籍や雑誌をスキャンしてファイル交換ソフトを介して無許諾での複製・公衆送信が行われている実態があるが、権利制限の一般規定の導入により、このような違法行為までもが適法になるとの誤解あるいは曲解によって、著作権侵害行為が増加することが懸念される。(出版)
- これまでなされている権利制限の一般規定の導入に関する議論では、居直り侵害者への対策など権利者の正当な利益を保護するための制度が十分ではない。(ACCS)
- タイムシフト、プレイスシフトのためのサービスや機器を提供する企業の行為は、米国著作権法でもフェアユースではなく間接侵害の問題として議論されたものであり、日本においても間接侵害の問題として議論されるものであるが、このような問題も、権利制限の一般規定により解決されると誤解されているとすると、利用者による拡大解釈の懸念は現実の問題としてあるのではないか。

② 権利制限の一般規定の導入による経済的効果について

- ・ 米国におけるケーススタディ（情報通信産業の国際的非営利団体 CCIA による 2007 年 9 月 12 日付報告書）によれば、米国でフェアユース規定の恩恵を受けた産業の売上高は、2006 年度で約 4 兆 5000 億ドル、米国の GDP の約 6 分の 1 を占め、2002 年度から約 31% 増加したとの報告があるが、日本における権利制限の一般規定の導入による経済的効果は分からない。（利用促進協議会）
- ・ CCIA の報告書の約 4 兆 5000 億ドルという数字は、フェアユース規定（米国著作権法 107 条）の恩恵ではなく、事実の利用（102 条 (a)）、アイデアの利用（102 条 (b)）、インターフェースの利用（102 条 (b)）、政府の著作物の利用（105 条）、批評、解説、教授、研究、調査等（107 条）、リバースエンジニアリング、ブラウザキャッシュ、サーチエンジン（107 条）、タイムシフト（107 条）、図書館等の利用（108 条）、ファーストセールドクトリン（109 条）といった、日本では既に整備されている規定も含めて、これが利用されている産業の GDP を合計したものであり、コンピューター周辺機器製造業、テレビ、ラジオ、教育サービス業、保険業、証券・商品契約仲介業など、データ処理に関わる産業やハードウェアに関わる産業が全て含まれる数字であることから、この数字について、日本との対比をして、権利制限の一般的規定を導入すれば、その恩恵を受けて産業は拡大するという説明は、不適切。
- ・ 権利制限の一般規定が導入されることで、権利者の利益を不当に害さない公正な利用について認められる範囲が拡大すれば、消費増大効果が見込める。（MIAU）

③ 比較法的観点からの検討

- ・ 保護範囲の問題として、ドイツ法の自由利用、相関関係説といわれる考え方（すなわち、後作で付加された価値を評価して非侵害とするもの）を権利制限の一般規定として取り上げられるかどうか検討する必要がある。（日弁連）
- ・ ネットワークの関係で米国著作権法（512 条）のセーフハーバー条項のような規定の必要性について、検討が必要。（日弁連）
- ・ フェアユース規定を持っていない国が、現行法下での問題をどう解決処理しているのかという点について、検討が必要。（デジタルコンテンツ協会 個人）

④ 法社会学的見地からの検討

- ・ 権利制限の一般規定が導入されることで、著作物の利用に対して「ここまでは自由に使っているが、ここからは金銭を支払う必要がある」という利用態様の線引きができる可能性もあり、「線引き」がある程度明確化してくることで、ユーザーに一定のモラルやガイドラインをもたらすことも期待できる。（MIAU）

⑤ 憲法学的見地からの検討

- ・ 表現の自由との関係の問題や、検索手段の提供に代表されるような「社会的有用性」のあるものを（権利制限の一般規定の）要件ないし判断要素としてどう取り入れるのかを検討する必要がある。（日弁連）
- ・ 個別規定は、何らかの公益性、公共性を前提にするか、著作権者と創作者の表現の自由という、基本的人権間の相互の調整を前提にしていたが、権利制限の一般規定をより積極的に認める場合に、私的利益のための使用を認めることにならないかという問題がある。憲法上認められる、公共道路とするための土地収用などの有体物の規制との関係を検討する必要がある。（デジタルコンテンツ協会 個人）
- ・ 憲法により保障されている個人の財産権を抑えることによって、一つの産業を発展させ、

国際競争力を維持させるということは、根本的な問題であり、関係者間の信頼関係によらず一方的な権利の制限により達成できるものではない。（著作権制度協議会）

- ・ 表現の自由との関係において、重要な表現行為が個別規定により制約されるような場合や、いわゆるパロディなどについて、権利制限の一般規定により法令上位置付けることが可能ではないか、という点も検討課題である。（日弁連 個人）
- ・ 国民の生命・健康などに関係する、公共的な必要性の高い場合の利用を、権利制限の一般規定により法令上位置付けることが可能ではないか、という点も検討課題である。（日弁連 個人）

⑥ その他

2. 仮に権利制限の一般規定を導入するとした場合の検討課題について

(1) 権利制限の一般規定の趣旨（目的）

- ・ 米国著作権法は、不正競争的な側面があり、ビジネス間の調整という機能を果たしやすい要素を持っているが、我が国の著作権法は、従来はそのような理解されておらず、そうした方向に変えていこうとするのであれば、目的条項について改正が必要になるのかなど、法目的との整合性を検討する必要がある。（デジタルコンテンツ協会 個人）
- ・ 米国著作権法のフェアユース規定は衡平法を前提としていとされているが、日本には衡平法の伝統がなく、それに代わるものとして、権利制限の一般規定の根拠づけるものを考える必要がある。（デジタルコンテンツ協会 個人）
- ・ 権利制限の一般規定をめぐっては、日本においては産業政策的な視点からの検討が優先されてきたように思われるが、むしろ公益的見地から必要性の高い分野での検討を進めるべきである。（NHK）
- ・ 独禁法や不正競争防止法等のビジネス面での公平・公正を求める法規制、デジタル化に対応した効率的な著作権処理を実現する隣接権も含めた著作権集中管理団体の整備と包括的な許諾システムの構築、また公的な仲裁機関である文化庁の裁定のあり方や裁判外紛争解決のあり方等も検討する必要がある。（MCF）

(2) 権利制限される利用行為の内容

- ・ 背景の利用、リバースエンジニアリングなど、従来結論的には利用が許されると解されていたが、法適用上の問題があったものについて、どう規律するのかという点を検討する必要がある。（日弁連）
- ・ 現行の個別制限規定を著作物の利用実態にあわせて拡充し、著作権が制限される行為を明確にした上で、個別規定を柔軟に運用するためにフェアユース規定を導入するというのが著作権者および利用者にとって有益である。（MCF）

(具体的事例として挙げられた事項)

- ・ 写真、映像や録音等の利用者が撮影等した投稿コンテンツに著作物が従属的に写りこむ場合など、偶然軽微な利用（延長問題フォーラム、MCF）
- ・ 弱視者向けの拡大文字による一般図書など、公益目的での利用（延長問題フォーラム）
- ・ 腐食の進んだ映画作品などの8ミリフィルムを保存のためにデジタル媒体に記録し直す行為など、文献・映像保存などの各種アーカイブ（延長問題フォーラム）

- ・ 権利者への経済的損害の極めてわずかな二次創作（延長問題フォーラム）
- ・ 既存のコンテンツ、映像や音楽に対して、自分の工夫を加え、できたものを公衆に見せる、いわゆる「マッシュアップ」を行う行為（利用促進協議会、MCF、MIAU）
- ・ 視覚・聴覚障害以外にも多種多様である、通常の著作物の利用が困難な人のための利用や、緊急災害時などの障害者等への情報提供時における利用（障害者放送）
- ・ 新たな技術・機器の研究開発・設計・製造・販売・故障原因分析の過程において、技術・機器の評価・検証に用いるための複製、上映、送信などの利用（JEITA）
- ・ プログラムの研究、性能の検証、障害発生時の原因追究を目的として行う当該プログラムの必要な限度の複製・翻案（JEITA）
- ・ 自己の著作権・特許権の侵害を発見するための分析に必要な、他人の著作物の複製等（JEITA）
- ・ 着メロ作成時にMIDIファイルや音源ファイルを複製または利用するなど、コンテンツ制作工程において行う一時的な複製等（MCF）
- ・ 情報共有や説明等のために企業内で著作物を利用する行為（①外国語で書かれた論文、外国のウェブページを理解するために、従業員が翻訳する行為、②インターネットのサイトから従業員が参考文献をダウンロードして印刷する行為、③特許された技術を研究するために、他人の出願関係書類を複製する行為、④自己の著作物に、他人の著作物が偶発的に写り込むこと、⑤営利目的の研修において全ての受講者がテキストとして市販本を購入し、講義の都合上、当該市販本の図をプロジェクトで投影する行為、⑥購入した市販のマニュアルを、業務で使いやすいように必要な部分だけを複製してダイジェスト版を作成する行為等）（JEITA、MCF）
- ・ サービスや企画内容を説明する目的で企画書や提案書における説明やデモ等に著作物を一時的に利用する行為（MCF）
- ・ 試聴や立ち読みのように、商品購入の判断のために書籍の表紙・目次や音楽アルバムアート、内容の一部を利用する行為（MCF）
- ・ 利用端末にあわせてファイル形式やサイズを変更する行為（MCF）
- ・ 検索エンジン以外のネットサービス（サーバーから端末上のRSSリーダーにデータをダウンロードする行為、ミニブログでコメントを転送する行為、私的利用として作成したブックマークを共有する場合に著作物を複製する行為、サーバー上の私的な領域（認証により他者の利用は不可）に著作物を保存して個人所有の複数の機器で利用する行為（ネットワークサーバー上へのバックアップなどのクラウドサービス、サーバーを介した不特定多数を対象としないファイル共有サービス、個人向けストリーミングサービス、バーチャルオフィス）（MCF、MIAU）、Internet Archive日本版、ニュースや日記・ブログなどの表示形式変更・要約（MIAU））等
- ・ タイムシフト、プレイスシフト（ロクラク、MYUTA、まねきTV、録画ネットなどのサービス、不特定多数公開を前提としない録画代行サービス、リップングなどのデータ形式変換サービス、PCに保存した音楽を携帯電話でも聞けるようにするアプリケーション）（MIAU）
- ・ 個人の情報発信に伴う行為（ブログで書籍やCD、DVDを紹介する際に書影やジャケットを掲載する行為、音楽を紹介する目的で試聴用音楽ファイルを掲載する行為、テレビ番組の批評や感想のため動画の一場面を静止画化した画像を掲載する行為、「Twitter」における「ReTweet」のように他人の発信した情報を複製する行為、個人によるネットサービスを通じた報道行為、パロディ、個人が調査・研究目的で行う複製行為）（MIAU）

※タイムシフト、プレイスシフトについて、訴訟事案となっているサービスは、提供を受ける利用者の行為としては30条（私的使用）により既に適法である。他方、これらのサービスを提供する企業の行為については、米国著作権法においても、フェアユースではなく間接侵害の問題として議論されたものであり、日本においても間接侵害の問題を解決しない限り、解決されないのではないかと。

（パロディの扱いについての意見）

- ・ パロディについては、単に権利制限ではなく文化に関わる問題であり、別の機会に議論するのが適当。（著作権制度協議会）
- ・ パロディによる利用は、十分な議論を尽くした上で、個別規定で対応していくべきものとする。 （出版） [再掲]
- ・ パロディは、著作物の利用形態としては非常に特殊な分野であり、別途議論が必要。（文藝・シナリオ作家協会）
- ・ 創作者は自分のものをいじられることに大変な危機感を持っており、視覚芸術分野においては、パロディを認める方向は極めて薄い。（美術）

（3）規定のタイプについて

- ・ 権利者への経済的悪影響が少ないなどの、原則的な判断要素を示す必要がある。（延長問題フォーラム）

（4）既存の個別規定等との関係

- ・ 30条（私的使用のための複製）は、権利制限の一般規定を設けたとしても、立法事実も性格も異なる別物であるから、従前通り存置すべきである。（日弁連）
- ・ 現行の個別規定と、権利制限の一般規定の適用関係について、検討する必要がある。（デジタルコンテンツ協会 個人）
- ・ 米国著作権法のフェアユースは補償金の支払いがない絶対的な利用を前提としているが、一定の補償金の支払いを伴う個別規定と、権利制限の一般規定との関係について、検討する必要がある。（デジタルコンテンツ協会 個人）
- ・ 個別規定は、従来厳格に解釈されており、同様の解釈論を「受け皿的」な権利制限の一般規定に適用すると、裁判所によって、今後も厳格な解釈が維持されるのではないかと。もし、著作権法で「受け皿的」な権利制限の一般規定しか規定できないのであれば、特別法において独立して設けることも考えるべき。（利用促進協議会）
- ・ 米国においても、細かい個別規定が追加されており、個別規定は、その適用要件が明確であり法的安定性に資するものであることから、我が国においても、現行の個別規定を維持し、創設していくべき。（著作権制度協議会）
- ・ 35条（教育機関における複製等）以下のただし書きのある条文については、利益調整をしている規定であることから、著作権法を簡素化・平易化するという観点から一本化し、ある程度包括的な規定を置いてよいのではないかと。（著作権制度協議会）
- ・ 形式的に著作物の利用行為であるとされるが、著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しない行為のうち、行為が法的に定義できるものについては、解釈がより明確化され、あるいは新たに個別規定が設けられることを望む。（JEITA）
- ・ 個別規定は、著作物の利用方法が明確であり、仮に権利制限の一般規定が置かれたとして

も、引き続き個別規定の整備は必要。(図書館協会)

- ・ 業界間ガイドラインを基に個別規定を設ける方法を検討すべき。(図書館協会)
- ・ 一般規定の導入だけでなく、新たな技術やビジネスの発展によって生まれた著作物の利用形態を法律的に明確化するため、個別規定の整備も継続的に行っていくべき。(MIAU)
- ・ リバースエンジニアリングについては、既に個別規定についての検討が行われているが、未だどこまでが適法でどこまでが違法かという区別がついておらず、このようなものについて、権利制限の一般規定を導入することにより、区別が不明確なまま利用されてしまう。
- ・ リバースエンジニアリングについては、平成20年法制問題小委員会中間報告書において、権利制限を認める場合に適切な条件を付す必要性が論じられているが、権利制限の一般規定が導入されれば、ユーザーがこれを根拠にさらに広範な範囲でリバースエンジニアリングが適法にできると主張することが考えられ、著作権者は事案毎に著作権侵害であるとして訴えを提起しなければならなくなる。(BSA)

(5) 関連条約との整合性

- ・ スリーステップテストにおける「特別な場合」という要件と、権利制限の一般規定の導入には、矛盾があるのではないか。
- ・ スリーステップテストにおける「特別な場合」という要件は、従来解釈されているよりも緩いものとするのが適当ではないか。また、法律上では抽象的な要件であっても、実質的には安定した予測可能なルールが合議によって形成できるのではないか。(日弁連 個人)

(6) 著作者人格権との関係

- ・ 権利制限の一般規定に該当して著作財産権侵害とならない場合には、原則として著作者人格権の侵害にもならないものとするべきである。併せて50条の再検討も行う必要がある。(日弁連)
- ・ 同一性保持権の在り方、「やむを得ない改変」を認める20条2項4号の柔軟解釈について検討が必要。(延長問題フォーラム)
- ・ 我が国の著作権法は、著作権と同様に著作者人格権を保護する法体系であり、権利制限の一般規定であるからといって著作者人格権を全て無視することは、著作権法体系になじまない。(著作権制度協議会)
- ・ 著作財産権と著作者人格権は性質が全く異なり、扱い方を同一にするという考えには反対。同一性保持権について、20条2項4号の柔軟解釈を求める意見があるが、この拡大解釈は誤解を増長し混乱を生じさせる。(美術・童美連)

(7) 強行法規性

(8) 刑事罰との関係

(9) 実効性・公平性担保のための環境整備

- ・ 一般に企業は、コンプライアンス上、安全な方を選ぶので、具体的な指針がなければ、権利制限の一般規定が実際には働かないことになる。判例の蓄積には一定の年月が必要であるため、これに代わるものとして、具体的な指針をどのように提供するかを検討する必要

がある。(デジタルコンテンツ協会 個人)

- ・ 権利制限の一般規定を導入する場合、裁判による解決だけでは紛争解決手段として不十分であり、裁判外での簡易・迅速な解決手段の検討が必要。(著作権制度協議会)
- ・ 権利制限の一般規定に該当する場合において、公平上、併せて補償金の支払いを裁判所が命ずることの出来る規定を設けることの是非も検討すべき。(日弁連)
- ・ 権利制限の一般規定が設けられた後も、業界間ガイドラインの策定は必要。(図書館協会)
- ・ 権利制限の一般規定が導入される場合、裁判外紛争解決手続(ADR)などの現実的な紛争解決手段や、実際の利用に当たってのガイドラインを協議する場も必要と思われる。(NHK)

(注) 本資料において、団体名に関して用いた略称は、以下による。

団体名の付記がない意見は、委員意見である。法律名の付記がない条項は、著作権法の条項を指す。

本資料は、検討課題や意見の整理に資するための案として、また、複数意見をまとめる過程で、事務局の責任において意見の要約を行ったところがある。

(日弁連)	日本弁護士連合会
(デジタルコンテンツ協会)	財団法人デジタルコンテンツ協会
(延長問題フォーラム)	著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム
(利用促進協議会)	デジタル・コンテンツ利用促進協議会
(著作権制度協議会)	ネットワーク流通と著作権制度協議会
(音楽)	社団法人日本音楽著作権協会、社団法人日本芸能実演家団体協議会、社団法人日本レコード協会、社団法人日本音楽事業者協会、社団法人音楽出版社協会、社団法人音楽制作者連盟、日本音楽作家団体協議会
(文芸・文藝家協会)	社団法人日本文藝家協会
(文芸・ペンクラブ)	日本ペンクラブ 言論表現委員会
(文芸・シナリオ作家協会)	日本シナリオ作家協会
(文芸・推理作家協会)	社団法人日本推理作家協会
(経団連)	社団法人日本経済団体連合会
(JEITA)	社団法人電子情報技術産業協会
(障害者放送)	障害者放送協議会
(図書館協会)	社団法人日本図書館協会
(映画)	社団法人日本映画製作者連盟、社団法人日本映画製作者連盟、社団法人 日本映像ソフト協会、一般社団法人日本動画協会、協同組合日本映画製作者協会、社団法人全日本テレビ番組製作社連盟、日本国際映画著作権協会
(ACCS)	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
(BSA)	ビジネス ソフトウェア アライアンス
(コンピュータソフトウェア協会)	社団法人コンピュータソフトウェア協会
(出版)	社団法人日本書籍出版協会、社団法人日本雑誌協会
(美術)	社団法人日本美術家連盟、社団法人日本漫画家協会、日本美術著作権連合、有限責任中間法人日本写真著作権協会
(美術・漫画家協会)	社団法人日本漫画家協会
(美術・童美連)	日本児童出版美術家連盟
(MCF)	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
(MIAU)	一般社団法人インターネットユーザー協会
(NHK)	日本放送協会
(民放連)	社団法人日本民間放送連盟